

〈用語説明〉

注１）貸付協定

農園開設者が、市民農園として農地を適正に管理・利用すること等を約束するため、農地の所在する市町と締結する協定。（借り受けた農地で開設する場合には、借り先である地方公共団体又は農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体も含めた三者で締結する）

生産緑地で市民農園を開設し、相続税等の納税猶予を受けようとする場合、「農地利用が不適切な場合、協定を廃止する等」の記載が必要。（詳細は 42～47 ページの貸付協定例を参照）

注２）貸付規程

農園開設者が農園利用者へ農地を貸し付ける際のルールを定めた規程

注３）使用収益権

土地の場合は、地上権、永小作権、賃借権その他の土地の使用及び収益を目的とする権利

注４）所有権

法令の制限内において、その所有物を自由に使用、収益、処分できる権利（土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶ）

注５）使用貸借による権利

使用及び収益をした後に返還することを約して、相手方からある物を無償で受け取る権利

注６）賃借権

賃貸借契約に基づいて、賃借人が有償で目的物を使用収益できる権利

注７）農地中間管理機構

農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を進めるために、県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織

兵庫県下の農地中間管理機構

農地中間管理機構の名称	対象となる地域
(公社)兵庫みどり公社	県下全域

注８）農地利用集積円滑化団体

- (ア) 市町
- (イ) 農協
- (ウ) 市町公社
- (エ) ア～ウ以外の営利を目的としない法人、
- (オ) 営利を目的としない法人格を有しない団体